

東京都地域防災計画（大規模事故編）素案の概要

1 計画の目的

- 東京都地域防災計画は、災害対策基本法に基づき東京都防災会議が策定する計画であり、社会的に大きな影響を及ぼすか、その可能性がある大規模な事故災害に係る予防対策、応急・復旧対策等を実施することにより、都民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

2 見直しの経緯

- 平成 17 年 4 月の兵庫県 JR 福知山線における脱線事故において、各防災機関の部隊配置にかかる調整や情報の共有化等が問題となったことや、近年発生した様々な事故災害の教訓を踏まえ、見直しを行った。

3 計画の特徴

(1) 事故災害の教訓を踏まえた対策を明記

- JR 福知山線脱線事故における教訓を踏まえ、災害現場で各機関が情報共有を行うための現地連絡調整所の設置を定め、現場での関係機関の相互連携の方法、調整事項等について具体的に記載。
- 事故現場において、近隣の民間事業者の協力が得られるよう、事業者との連携について明記。
- 近年発生した大規模事故への対応として、小規模雑居ビル火災対策、都市型温泉におけるガス対策等への対応を記載。

(2) 事故災害の特徴を踏まえたトータルな計画に再構成

- これまで応急活動体制や救援・救護など基本的な対応等について風水害編を参照する構成となっていたが、事故災害の特徴を踏まえたトータルな計画に再構成し、実災害時に使いやすいものとした。

4 計画の内容

〔第 1 部 総則〕

第 1 章 計画の方針 (P3)

第 1 節 計画の目的及び前提

- 本計画は、大規模な火災や爆発、車両の大規模な衝突事故など、社会的に大

きな影響を及ぼすか、その可能性がある大規模な事故災害対策を推進することを目的とする。

- 「国民保護法」が適用されないテロによる事故災害が発生した場合、本計画をもって都及び各防災機関は対応する。

第3節 計画の習熟

- 各防災機関は本計画を習熟し事故への対応能力を向上するため、訓練等を実施する。

第2章 市街地等の概況 (P5)

第1節 計画の目的及び前提

- 市街地の状況

人口や産業が集中する巨大都市である東京の市街地、地下街等の状況、高層建築物の状況等について記載した。

第3章 危険物施設等の概況 (P11)

第2節 危険物施設等の現況

- 人口・産業の密集する東京では、危険物の事故は大きな人的被害・経済的損失を引き起こす可能性があるため、危険物、高圧ガス施設等の概況について記載した。

第4章 交通等の概況 (P14)

- 船舶、航空機、鉄道の概況について記載するとともに、中央防災会議の定めた防災基本計画との整合を図るため、道路事故災害対策の基礎資料となる東京都の道路の概況を記載した。(第1節～第4節)

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割 (P18)

- 都や区市町村の役割等を定め、郵便局、郵便事業、日本エレベーター協会関東支部など、新たに加わった防災機関を位置づけた。(第5節、第6節) 新規

〔第2部 災害予防計画〕

第1章 火災予防対策 (P29)

第2節 建築物等の防火対策

- 消防機関は、改正された消防法、建築基準法及び火災予防条例に基づき、小規模雑居ビル火災等の防火対策を実施する。 新規

第2章 危険物事故対策 (P36)

第1節 貯蔵施設の安全化

- 都下水道局は貯蔵施設の安全化を図るため、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき事故防止に努める。 **新規**
- 渋谷温泉施設爆発事故の教訓を踏まえ、都環境局は「温泉における可燃性天然ガス安全対策」を定め、これに基づき指導等を行う。 **新規**

第3節 応急用資機材の整備

- 東京消防庁は危険物事故における応急用の資器材として、防護服や防毒マスク等を整備する。 **新規**

第3章 大規模事故対策 (P47)

- 都港湾局は船舶や航空機によるオイル流出や航空機墜落等の事故を防止するため、港湾施設の利用状況の監視や、ヘリポート施設の維持管理を実施する。
(第1節、第2節) **新規**

第3節 鉄道事故予防対策

- JR各社及び私鉄各社は、列車の衝突、脱線等の事故を防止するため、自動列車停止装置等の整備・改良などを実施する。 **新規**

第4節 道路・橋梁・トンネル災害対策

- 都及び各防災機関は、橋梁の崩落、トンネル内事故等を防止するため、事故多発箇所の施設改善や道路管制センターによる監視を実施する。 **新規**

第5節 地下街、地下工事対策

- 都下水道局は施設工事における事故を防止するため、「事故予防対策会議」や「下水道工事事務事故防止対策協議会」を設置する。 **新規**

第6節 NBC災害

- 東京消防庁及び警視庁はNBC災害に対応するため、化学防護部隊や化学機動中隊を配備する。 **新規**

第4章 訓練及び防災知識の普及 (P68)

第1節 防災訓練の充実

- 大規模事故に対応できるよう、都及び防災機関は、防災知識の普及啓発を図るとともに、様々な事故を想定した訓練を実施する。

第5章 地域防災力の向上 (P80)

- 都民、事業所等は、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業(事業所)、地域(住民)及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を、地域における相互支援ネットワークづくりなどを通じ強化する。(第1節、第2節)

第4節 行政・事業所・都民等の連携

- JR福知山線脱線事故における教訓を踏まえ、都及び区市町村は、事故現場

において、民間事業者の協力が得られるよう、事業者との連携を図る。 **新規**

第6章 ボランティア等との連携 (P85)

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への適切な対応を実施するため、都及び区市町村はボランティアやNPO、区市町村等関係機関と連携を図る。(第1節～第2節)

〔第3部災害応急・復旧対策計画〕

第1章 初動態勢 (P91)

- 事故災害が発生した場合、都は災害応急対策を実施するとともに、区市町村及びその他の防災機関との総合調整を行うため、災害対策本部等を設置する。(第1節～第3節)

第2節 災害即応対策本部の設置 **新規**

- 都は突発的・局地的な事故災害に即座に対応するため、災害即応対策本部を設置する。

第5節 緊急処理事態対策本部への移行 **新規**

- 都は、事故災害において、国民保護法による事態認定が行われた場合、直ちに災害対策基本法に基づく体制を廃止し、国民保護法に基づく緊急処理事態対策本部を設置する。

第6節 現地連絡調整所の設置 **新規**

- 都は、事故災害時の被害を最小限にするため、現地連絡調整所を設置し、災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行う。
- 都は現地連絡調整所を運用するため、「大規模事故における相互連携マニュアル」等を定めた。

第2章 情報の収集・伝達 (P106)

- 事故災害時において、各防災機関はあらかじめ定められた情報連絡体制に基づき、被害状況の把握、災害時の広報等を実施する。(第1節～第5節)

第3章 災害救助法の適用 (P128)

第1節 災害救助法の適用

- 災害が発生し、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

第4章 応援協力・派遣要請 (P134)

- 事故災害により被害を受けた場合、または受ける恐れがある場合、各防災機関等は、各応援協定や自衛隊災害派遣計画などに基づいて、応援協力を実施する。

(第1節、第2節)

第5章 消防活動 (P144)

- 火災の拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、消防機関等は火災発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施する。(第1節、第2節)

第6章 危険物事故の応急対策 (P145)

- 石油類、高圧ガス、火薬類等の施設における事故や危険物輸送車両、流出油、流木事故等における被害を最小限にとどめるため、各防災機関は被災者の救出・救助を実施するとともに、被害の拡大を防止する。(第1節～第7節)

第7章 大規模事故時の応急対策 (P160)

- 船舶や航空機事故及び大規模な道路事故などの事故災害時、各防災機関は被災者の救出・救助を実施するとともに、被害の拡大を防止する。(第1節～第6節)
- 都港湾局は、船舶や航空機によるオイル流出や航空機墜落等の事故に対処するため、各防災機関と連携し、オイルフェンスの展長や現地指揮所の設置などを行う。(第1節、第2節) 新規

第4節 道路・橋梁・トンネル災害対策

- 都及び各防災機関は、橋梁の崩落、トンネル内事故等に対処するため、関係機関との情報連絡体制の確立や現地連絡調整所の設置などを実施する。 新規

第8章 警備交通規制 (P170)

- 事故災害時、各種犯罪の予防・取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持するため、警備や交通規制等を実施する。(第1節、第2節)

第9章 避難 (P175)

- 事故災害時、区市町村長は必要に応じて避難勧告・指示を行い、各防災機関の協力を得て、避難誘導、避難所の設置、災害時要援護者の安全確保、他地区への移送を行う。(第1節～第4節)

第10章 救助・救急 (P183)

- 事故災害時、より多くの人命を救うため、警視庁や東京消防庁等は、トリアージを行うなど、効率的かつ迅速な救助・救急を実施する。 新規

第11章 医療救護対策 (P185)

- 事故災害時において、現場周辺での迅速な医療救護等を行うため、都及び各防災機関は、東京DMA Tによる救命措置の実施や後方医療搬送の実施など必要な措置をとる。(第1節～第6節)

第 1 2 章 緊急輸送対策 (P209) 新規

- 負傷者・救出者を早期に搬送するため、都は緊急輸送対策として、車両・船舶等を確保する。(第 1 節)

第 1 3 章 応急生活対策 (P213)

- 事故災害時において、都及び区市町村は、被災者の生活確保のため、応急金融対策等を実施する。(第 1 節～第 4 節)

第 1 4 章 公共施設等の応急・復旧対策 (P219)

- 事故災害が発生し、電気、ガス、水道、道路、港湾、空港、鉄道等の公共施設が被災した場合、施設管理者等は、速やかに応急措置を行い復旧を図る。(第 1 節～第 9 節)